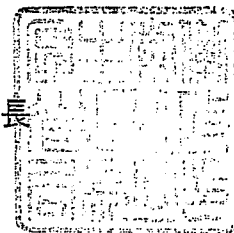




医政発第0310001号
平成17年3月10日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士の薬剤（エピネフリン）投与の実施について

標記に関し、今般、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成17年3月10日厚生労働省令第26号）及び「救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤」（平成17年3月10日厚生労働省告示第65号）等が公布（別紙（官報写））され、平成18年4月1日より施行されることとなった。

については、本件の趣旨、内容及び留意点について御了知のうえ、消防主管部局とも連携し、所定の講習、実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士が薬剤投与を適切に実施できるよう取組をお願いするとともに、医療機関等関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 松田博青 日本救急医療財団理事長）の報告書（平成15年12月26日。以下「報告書」という。）を踏まえ、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者を対象として、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条第3号として、「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」を規定し、新たに「救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤（平成17年3月10日厚生労働省告示第65号）」として「エピネフリン」を定めるものである。

第2 留意事項

1 メディカルコントロール体制の整備について

薬剤投与については、救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する医師の具体的な指示を受けなければ行ってはならない救急救命処置（特定行為）であることから、実施に際して、常時継続して医師の具体的な指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコルの作成、事後検証体制、再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたいこと。

なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」（平成14年7月23日消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）、「メディカルコントロール体制の整備について」（平成15年7月28日消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知）等において周知してきたところであるが、特に薬剤投与については、報告書にもあるとおり、「薬剤投与が除細動や気管挿管に比較しても、誤投与が生じた場合の影響が不可逆的であるなど、より危険を伴う行為」である。このため、薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

2 薬剤投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について

薬剤投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等の具体的運用については、別途通知するので参考にされたい。

3 薬剤投与の対象について

薬剤投与の対象となる患者は、心臓機能停止の状態である患者に対して行うことが認められるものであること。

第3 実施時期等

実施時期は平成18年4月1日とする。

実施時期以前は、薬剤投与は一切認められないこと。ただし、その実施に係る事前の講習及び実習については、その限りではなく、この場合においては、都道府県メディカルコントロール協議会、受入施設等と十分協議すること。

第4 その他

1 関連する通知の改正について

(1) 「救急救命士法の施行について」(平成3年8月15日健政発第496号厚生省健康政策局長通知)の第5の2を次のように改める。

「救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第21条に規定する心肺機能停止状態の患者に対する次の救急救命処置については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。

- ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた静脈路確保のための輸液
- ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。」

2 「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について

「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号厚生省健康政策局長通知)の別表1を別添のとおり改める。

教育内容と教育目標

教育内容	単位数			教育目標	
	指定規則				
	別表 第1	別表 第2	別表 第3		
基礎分野	科学的思考の基盤	8	—	—	医療従事者として必要な科学的思考及び教養を身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、疫学的な考察力を培うとともに情報化社会に対応できる知識を習得する。
	人間と人間生活				人間性を磨き、自由で客観的な判断力を培い、主体的な行動力を身につける。
	(小計)	8	—	—	
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	4	3	人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識を系統的に習得する。
	疾患の成り立ちと回復の過程	4	4	2	疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。
	健康と社会保障	2	2	1	公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知識を習得する。
	(小計)	10	10	6	
専門分野	救急医学概論	6	6	4	生命倫理と医の倫理（インフォームドコンセントを含む）の基本的考え方を理解する。 地域における救急救命士の役割を理解し、メディカルコントロール体制下における救急現場、搬送課程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る医療事故対策について理解する。
	救急症候・病態生理学	7	7	5	各種疾患の症候・病態生理について理解し、症候・病態ごとに観察、評価、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	疾病救急医学	8	8	5	各種疾患（小児、高齢者、妊産婦等を含む）の発症機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	外傷救急医学	4	4	2	外傷の受傷機転、発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	環境障害・急性中毒学	1	1	1	環境因子、中毒物質、放射線等による障害の発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	臨地実習	25	25	9	修得した知識を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な態度を習得し、医師とともに救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。
	(小計)	51	51	26	
合計	69	61	32		

(下線は変更部分)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令(総務二七)

○救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働一)

○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二六)

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二一)

○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業一七)

○電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(同一八)
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令(同一九)
○気象業務法施行規則の一部を改正する省令(国土交通一三)

(告 示)

○本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁一〇)
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(同一一)

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務二七八)
○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(同二七九、二八一)

○商業登記法第五十六条の二第一項の規定による登記所の指定に関する件(法務一三九、一四〇)

○商業登記規則第一百一条第一項の規定による登記所の指定に関する件(同一四一、一四二)

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(文部科学三五)

○文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなつた件(同三六)

○文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなつた件(同三七)

○文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件(同三八)

○救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤を定める件(厚生労働六五)

○救急救命士法施行規則第二十一条第一号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件(同六六)

○救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の一部を改正する件(同六七)

○オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(農林水産四五)

○イタリア共和国産タロッコ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(同四五)

○保安林の指定をする件(同四五三)

○電気工事士法第四条第四項第二号の規定に基づき養成施設を指定した件(経済産業五五)

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十六条の規定に基づき、指定鉱害防止事業機関を指定した件(同五六)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(国土交通二五〇、二五二)

○都市計画に関する件(同二五三)

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(同二五四)

○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件(同二五五)

○小型船舶登録規則第二条第五号の水域を指定する件(同二五六)

○道路に関する件(東北地方整備局三三、三四)

○都市計画に関する件(関東地方整備局七三、七六)

○道路に関する件(同七七、七八)

○自動車専用道路を指定する件(同七九)

○道路に関する件(九州地方整備局三〇、三二)

○道路に関する件(沖縄総合事務局二)

○国会事項

○人事異動

○皇室事項

○叙位・叙勲

○外務省 国土交通省 最高裁判所

○官庁報告

○官庁事項

○法 務

○労働

○公 告

○諸事項

○官庁 指導公認会計士指定取消、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係 (以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

裁判所
押収物還付、相続、公示催告、失踪、
破産、免責、特別清算、会社更生、
再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退
任、警察共済組合役員の就・退職関
係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

○総務省令第二十七号

不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七條第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十日
総務大臣 麻生 太郎

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令
総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(平成十七年総務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
本則中「日本学術会議事務局長」を削る。
附則
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第一号

救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十二條の規定に基づき、救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十日
文部科学大臣 中山 成彬
厚生労働大臣 尾辻 秀久

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一専門基礎分野の項中「三」を「四」に改め、同表専門分野の項中「五」を「六」に、「六」を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表

中	計	六十四
合	計	六十九

を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表備考第三号中「二十三」を「二十五」に、「四十一」を「四十四」に、「九」を「十一」に、「二十四」を「二十六」に改める。

別表第二専門基礎分野の項中「三」を「四」に改め、同表専門分野の項中「五」を「六」に、「六」を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表

を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表

を「七」に、「二十三」を「二十五」に改め、同表

別表第三専門基礎分野の項中「人体の構造と機能」を「二」を「人体の構造と機能」に改め、同表中

「九」に、「二十」を「二十三」に、「五」を「六」に、「十五」を「十七」に改める。

附則
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第二十六号
救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四條第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令
救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与
附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十一号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十日
農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の一項植物の欄中「及び第三十九」を「第三十九及び第四十五」に改め、同表の五の項植物の欄中「及び第三十八」を「第三十八及び第四十四」に改め、付表に次のように加える。
四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
四十五 イタリア共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロコ種のスイードオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十七号
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十九條第一項及び第五十六條第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十日
経済産業大臣 中川 昭一

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。
2 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。
第三十條に次の二項を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第三十六号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。第十七条第一項の規定により、私立学校施設整備資金貸付金償還時補助金（幼稚園分に限る。）の交付に関する次の各号に掲げる事務を、都道府県知事が行うこととなつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成十七年三月十日

文部科学大臣 中山 成彬
一 法第五条による交付申請の受理
二 法第八条による交付決定の通知
○文部科学省告示第三十七号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。第十七条第一項の規定により、次に掲げる補助金等（国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金償還時補助金にあつては都道府県以外の補助事業者、その他の補助金にあつては市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。）に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県教育委員会が行うこととなつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成十七年三月十日

文部科学大臣 中山 成彬
一 法第五条による交付申請の受理
二 法第八条による交付決定の通知
○文部科学省告示第三十八号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定により、国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金償還時補助金について、その交付に関する事務（施行令第九条第三項（施行令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣に対する協議に関する事務及び都道府

府県以外の補助事業者に係る事務のうち次の各号に掲げるものを除く。）を文化庁長官に委任したので、施行令第十六条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成十七年三月十日
文部科学大臣 中山 成彬
一 法第五条による交付申請の受理
二 法第八条による交付決定の通知
○厚生労働省告示第六十五号
救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。第二十一条第三号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。
平成十七年三月十日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤
エビネフリン

○厚生労働省告示第六十六号
救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。第二十一条第一号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（平成四年厚生省告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十七年三月十日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
題名中「第二十一条第二号」を「第二十一条第一号」に改める。
○厚生労働省告示第六十七号
救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。第二十一条第二号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具（平成四年厚生省告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十七年三月十日
厚生労働大臣 尾辻 秀久
題名中「第二十一条第三号」を「第二十一条第二号」に改める。

○農林水産省告示第四百五十一号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十四のオーストラリアのタスマニアから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定める。
平成十七年三月十日
農林水産大臣 島村 宜伸

一 植物及び地域
さくらんぼの生果実であつて、オーストラリア連邦のタスマニアのうち、オーストラリア連邦植物防疫機関がコードリングに対する濃密な防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
三 生産地における検査及び証明
（一）オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
（二）植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア コドリングに侵されていないものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。
ウ 生産地における消毒
（一）くん蒸施設において臭化メチルを使用してくん蒸すること。
（二）くん蒸は、次の要件を満たすものであること。
ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり五十グラムとすること。
イ 果実温度は、摂氏十二度以上とすること。
ウ 庫内温度は、摂氏十七度以上とすること。
エ くん蒸時間は、二時間以上とすること。
オ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラフ毎立方メートルで表した数値とくん蒸時間の時間数との積は、七十七・九以上とすること。
カ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、十分な通気性を有すること。
ク ラビン種のさくらんぼの生果実のくん蒸を行う場合にあつては、次の要件を満たすことをもつて（二）の要件を満たすものとする。
ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり五十グラムとすること。
イ 果実温度は、摂氏十二度以上とすること。
ウ 庫内温度は、摂氏十七度以上とすること。
エ くん蒸時間は、二時 すること。

オ 一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の四十四・五パーセントを超えないこと。
カ くん蒸は、未包装の状態で行うこと。
三 植物防疫官による確認
三の「一」の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
六 くん包及びくん包場所
（一）生果実は、コードリングの侵入するおそれがないと認められる材料によりくん包されていること。
（二）くん包は、コードリングの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。
（三）各くん包又は束ねたくん包には、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされていること。
七 表示
三の「一」の検査及び四の消毒が行われた生果実のくん包又は束ねたくん包に、輸出植物防疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
○農林水産省告示第四百五十二号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十五のイタリヤ共和国から発送されるタロコ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定める。
平成十七年三月十日
農林水産大臣 島村 宜伸

一 植物及び地域
タロコ種のスイートオレンジの生果実であつて、イタリヤ共和国のうち、イタリヤ共和国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
三 検査及び証明
（一）イタリヤ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているイタリヤ共和国植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
（二）植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。
イ 五の消毒が行われたものであること。